

安全・安心の医療・介護の実現のために すべてのケア労働者に大幅賃上げを求める緊急要請書

政府は2022年2月よりケア労働者の賃上げ（看護職員等処遇改善事業補助金・介護職員処遇改善支援補助金）の制度を開始しましたが、対象を限定するもので現場の分断を招いています。

看護は「救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関」に勤務する看護職員に対象が限定され、全体の看護師の半分以下しか対象になりません。コロナの陽性者への訪問を行っている訪問看護師や、PCR検査・ワクチン接種に疲弊するクリニックの看護師等から「感染リスクの高い中負担も増えているのになぜ対象外なのか」と憤りの声が寄せられています。介護も居宅介護支援事業所のケアマネージャーや、回復期リハビリ病院に勤める介護職等は対象外となっており、職場に分断を持ち込むために補助金の申請を躊躇する事業者も出ています。多くの院内保育所は無認可のため、保育の処遇改善事業の対象外であることも問題です。

職場内感染や子どもの休園・休校で現場の人手不足が加速する中、更なる離職も出ています。対象を限定した賃上げでは、対象外となった職員の離職にもつながりかねません。職種やコロナ対応者などに限定せず、コロナ禍で奮闘する全てのケア労働者への賃上げを求めます。

金額としても、看護職月4千円、介護職月9千円の賃上げでは、低額であり生活改善を実感できる水準ではありません。春闘アンケートで1,800人以上の医療介護職から集まっている声では、生活実感からの賃金不足額は平均36,640円となっており、専門職に見合う大幅な賃上げが求められています。コロナ禍以前から元々人手不足の医療介護現場は、過酷すぎる勤務環境ゆえに人員が定着せず、常に人手不足の状態です。人員確保につながる金額の処遇改善が必要です。

ケア労働者は、コロナ禍の中で自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために激務のなかで必死に奮闘してきました。「使命感・責任感」では支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態になりかねないのが現場の実情です。すでに職場からは「この額では一桁足りない」「医療介護はチームワークが必要なのに、職種限定では職場に分断を持ち込む」との声が上がっています。命をあずかる社会的な責任と労働の内容にみあう水準への抜本的な引き上げが必要です。コロナ禍を教訓に、医療介護制度を抜本的に転換することを求めます。

以上を踏まえて、下記の通り要請します。

【要請項目】

1. 政府の「看護処遇改善事業補助金」「介護処遇改善支援補助金」について、職種や職場で限定せず、すべてのケア労働者の処遇改善を行うよう国に求めること
2. 医療・介護・福祉で働く労働者の賃金を「月額4万円以上、時間給250円以上」引き上げる愛知県独自の施策を講じること。

以上